

序議付議事案書

開催・令和7年8月13日

所管部課	政策経営部人事課	部長	藤本 貴史
件 名	東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について		
		区分	○ 1 審議事項 2 報告事項
関係事項	条例規則		
部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充について規定するため、条例の一部を改正する。</p>			
<p>(2) 主な改正内容</p> <p>① 部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態（第1号部分休業）に加え、1年につき77時間30分（10日相当）を超えない範囲内の形態（第2号部分休業）の規定を設ける。</p> <p>② 選択した第1号部分休業又は第2号部分休業を変更する場合の規定を設ける。</p> <p>③ 第1号部分休業及び第2号部分休業の条例で定める1年の期間として、4月1日から3月31日までを規定する。</p> <p>④ 勤務時間を考慮して取得可能な非常勤職員については、正規職員に準じて制度を改正する。</p>			
<p>(3) 施行日</p> <p>令和7年10月1日</p>			
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>総務課による事前審査済</p>			
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>			
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>序議終了後、速やかに条例改正の手続を進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和7年第3回市議会定例会に提出したい。</p>			
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>			

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。